

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 交通事故など、第三者の行為によりけがや病気になったときは？ ～

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によってけがや病気になったとき、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険者証を使って治療することができます。治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療広域連合が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

第三者の行為とは？

交通事故
他人の飼い犬にかまれた
購入食品や飲食店等での食中毒
暴力行為 など



必ず医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

警察に届け出ましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

必ず申請しましょう

法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届出をすることが義務付けられていますので、必ず役場住民課の窓口へ第三者行為による被害届の申請をしてください。

【申請に必要なもの】

第三者行為による被害届（役場住民課の窓口にあります。）

被保険者証

被保険者の印鑑

事故証明書（後日でも可）など

詳しくは北海道後期高齢者医療広域連合又は役場住民課の窓口へご確認ください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

電話 011 290 5601

剣淵町役場

住民課 戸籍年金医療グループ

電話 0165-34-2121(内線414)